

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

2014

5

MAY

NO.771

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4

佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171

FAX.0952-26-3377

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■武雄市 御船山楽園

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ
平成26年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について 2
- 国民年金保険料額が改定されました 3
- 平成26年4月から年金額が改定されました 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 平成26年度も被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします 4
- ジェネリック医薬品を使ってみませんか? 5

●佐賀県社会保険協会

- 平成26年度 社会保険事務講習会のご案内 6
- 平成26年度 年金シニアライフセミナー 7

●日本年金機構

- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

事業主の皆様へ

平成26年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行なっています。

その際に提出をしていただく「**被保険者報酬月額算定基礎届**」等についての事務、労働保険の年度更新等の事務及び健康保険給付等についての事務の説明会を下記の日程で開催しますので、事務担当者様のご出席をお願いいたします。

地 区	開 催	時 間	会 場	所 在 地
鳥 栖	6月16日(月)	13:45~16:00	鳥栖市民文化会館小ホール (0942-85-3645)	鳥栖市宿町807-17
佐 賀	6月20日(金)	9:45~12:00 (午前の部)	佐賀市文化会館中ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
佐 賀	6月20日(金)	13:45~16:00 (午後の部)	佐賀市文化会館中ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
唐 津	6月18日(水)	13:45~16:00	唐津市文化体育館文化ホール (0955-73-2888)	唐津市和多田大土井1番1号
伊万里	6月19日(木)	13:45~16:00	伊万里市民センター文化ホール (0955-22-3911)	伊万里市松島町391-1
鹿 島	6月17日(火)	13:45~16:00	鹿島市生涯学習センター エイブルホール (0954-63-2138)	鹿島市納富分2700-1
武 雄	6月18日(水)	13:45~16:00	武雄市文化会館小ホール (0954-23-5165)	武雄市武雄町武雄5538番地1

平成26年度の算定基礎届の提出先につきましては、**7月10日(木)**までに下記あて
郵送によりご提出ください。

〒840-8530 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター

※佐賀事務センターは駐車場(駐車券)がございませんので、算定基礎届をご持参いただく場合は、年金事務所へご提出をお願いいたします。

【注意】ご案内の書類に年金事務所あて提出をお願いしている事業主様におかれましては、年金事務所へご提出をお願いいたします。

国民年金保険料額が改定されました

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、**月額15,250円**になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

平成26年4月から 年金額が改定されました

現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも1.5%高い水準（特例水準）で支払われていることから、平成24年の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、平成26年4月分としてお支払する年金額から、特例水準解消分（マイナス1.0%）と平成26年度の改定率（プラス0.3%）を合わせ、3月までの額に比べ、マイナス0.7%の改定が行われました。

【年金額改定の例】 老齢基礎年金（40年間国民年金定額保険料を納付された方）

平成26年3月まで
778,500円（年間）



平成26年4月から
772,800円（年間）

※年金額改定通知書については、平成26年6月中旬頃送付予定です。（一部の方については、平成26年5月に送付される場合もあります。）

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

平成26年度も被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者医療制度への支援金等の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認させていただいております。

事業所様に送付するもの

- 被扶養者状況リスト
- 説明用リーフレット
- 被扶養者調書兼異動届
- 返信用封筒(協会私書箱行)

平成26年度においては、5月末日から6月下旬にかけて順次、事業主様へ発送いたします。

再確認の対象となる方

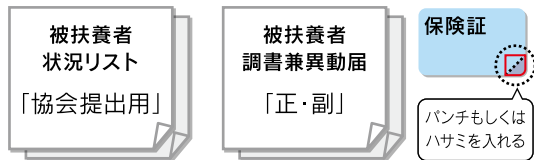
協会けんぽ加入の被扶養者(ただし、次の被扶養者は再確認の対象から除外されます)

- (1) 平成26年4月1日において18歳未満の被扶養者
- (2) 平成26年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※すべての被扶養者が上記(1)または(2)に該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リスト等は送付いたしません。

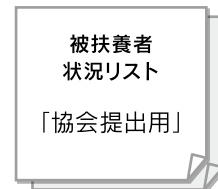
重要です 協会けんぽに提出いただくもの

削除となる被扶養者がいる場合



- 被扶養者状況リスト「協会提出用」
- 被扶養者調書兼異動届「正・副」
- 削除となる方の保険証 を提出

削除となる被扶養者がいない場合



- 被扶養者状況リスト「協会提出用」のみ提出

※被扶養者状況リストの「事業主様控」は送付せず事業主様にて保管ください。

※提出期限は平成26年7月31日(木)です。

ご注意ください!

被扶養者調書兼異動届(協会けんぽ被扶養者資格再確認専用)を協会けんぽの私書箱へお送りいただいた場合、その控えを事業主の方へ返送するまでにお時間をいただくことがあります。そのため、国民健康保険加入等により、控えが早急に必要の場合は、通常の被扶養者(異動)届を管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。

前年度の実績

- 被扶養者から除かれた方: 約7万人(平成25年10月末現在)
- 削除による効果: 32億円程度(※高齢者医療制度への負担軽減額)

※高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することとなっており、その支援金、納付金は各々の制度の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数等に応じて算出されます。本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならぬ方について今回の被扶養者再確認により削除されたことにより、高齢者医療制度への負担額が減額となりました。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611(代表)

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後、医療費や保険料率の伸びが抑えられることから「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」の普及をさらに推進しています。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後につくられたお薬です。効き目や安全性が先発医薬品と同等と国から認められたうえで発売されている安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

ジェネリック医薬品に切り替えられた場合の効果

協会けんぽでは、医療費が軽減される見込みのある加入者様に対し、ジェネリック医薬品への切り替えを推奨する通知をお送りしています。平成25年10月に第1回目の通知をお送りしたところ、佐賀支部の加入者だけで約3,000人の方々に切り替えていただきました。

※平成25年度第2回目の通知は平成26年2月に送付。

佐賀支部の場合

佐賀支部1ヶ月あたりの医療費削減額 ➡ 約350万円

年間ベースでみると ➡ 佐賀支部だけで約4,200万円の軽減となりました！



では、ジェネリック医薬品を使用するには

病院・診療所にて…

先生、このお薬はジェネリックに変えられますか？

はい、このお薬なら変えられますよ。



薬局にて…

処方せんはこれですが、ジェネリックに変えられますか？

3種類のお薬が出てますね。2種類はジェネリックにできますよ。



または

※処方せんの変更不可欄に「✓」「×」の記載と医師の署名がない場合はジェネリック医薬品に変更することができます。

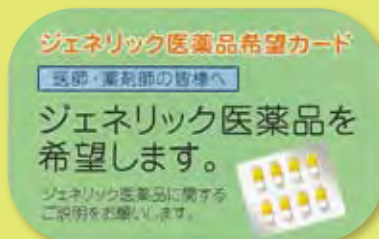
医師・薬剤師に相談してみましょう！



ジェネリック医薬品希望カード・シールを配布しています。

ジェネリック医薬品への切り替え希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード」「ジェネリック医薬品希望シール」を協会けんぽの窓口で配布しています。郵送もいたしますのでご希望の場合は当支部にご連絡ください。（希望カードは、ホームページより印刷することもできます。）

ジェネリック医薬品希望カード見本



ジェネリック医薬品希望シール見本



メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成
26
年度

社会保険事務講習会のごあんない

『健康保険法改正と出産に関する給付』

健康保険法改正の概要と出産手当金、
出産育児一時金に関する講習。

『年金制度の改正と遺族年金のしくみ』

年金の制度改正事項や遺族年金のしくみ、
その他老齢年金等について学びます。

地区	平成26年	会場	地区	平成26年	会場
唐 津	5月13日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	鳥 栖	6月6日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥 栖	5月14日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐 津	6月9日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武 雄	5月15日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐 賀	6月10日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
佐 賀	5月23日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武 雄	6月11日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
講師●全国健康保険協会 佐賀支部職員			講師●日本年金機構 年金事務所職員		

●実施期間 各会場共通:13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 費

会員事業所は無料(但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催／一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催／佐賀県社会保険委員会連合会

～〈キリトリ線〉～



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号					☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	『健康保険法改正と出産に関する給付』		『年金制度の改正と遺族年金のしくみ』		
	(唐 津 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 佐 賀) 会 場 平成 年 月 日 ()		(鳥 栖 ・ 唐 津 ・ 佐 賀 ・ 武 雄) 会 場 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名					
事業所名					
事業所所在地	〒				
	TEL:				
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。					

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成26年度

「こんなはずじゃなかった」防止！

年金シニアライフセミナー

～現役引退後・これからの「不安…」を「楽しみ！」に変える4時間～

将来の不安には、解消できるものもある。

「年金シニアライフセミナー」は、健康で、経済的にも豊かな“新しい人生”を過ごすための情報を提供するセミナーです。「生きがい」「社会保険」「家庭経済」3テーマを中心とする講義で、皆さまの「ライフプラン」設計をサポートします。

実施時間
各会場共通

12:45受付
13:00開始
16:40終了



●唐津会場

平成26年7月6日(日)

会場／唐津国民宿舎虹の松原ホテル
唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

●佐賀会場

平成26年8月3日(日)

会場／マリトピア
佐賀市新栄東3-7-8

●鳥栖会場

平成26年7月13日(日)

会場／サンメッセ鳥栖
鳥栖市本鳥栖町1819

●武雄会場

平成26年8月24日(日)

会場／(株)ニューハートピア
武雄市武雄町永島15750-1

対象者

厚生年金の被保険者及び配偶者の方
健康保険委員・年金委員等 ◎特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも50名(ただし、申し込み先着順とします)
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

●お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催／一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催／佐賀県社会保険委員会連合会・全国社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉

年金シニアライフセミナー 参加申込書
FAX.0952-26-3377



参加希望会場	1. 唐津会場	2. 鳥栖会場	3. 佐賀会場	4. 武雄会場	
事業所名					
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)			年齢	歳
参加配偶者氏名				年齢	歳
参加者住所	〒		参加者TEL		

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

平成26年6月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿児島市民会館 (完全予約)	4 多久市役所 (完全予約)	5	6 伊万里市役所 (完全予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (完全予約)	11 有田町役場 東庁舎 (完全予約)	12	13 伊万里市役所 (完全予約)	14 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿児島市民会館 (完全予約)	18 多久市役所 (完全予約)	19	20 伊万里市役所 (完全予約)	21
22	23 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (完全予約)	25 有田町役場 本庁舎 (完全予約)	26	27 伊万里市役所 (完全予約)	28
29	30 延長相談 19時まで					

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿児島市民会館	10:00～15:00	鹿児島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

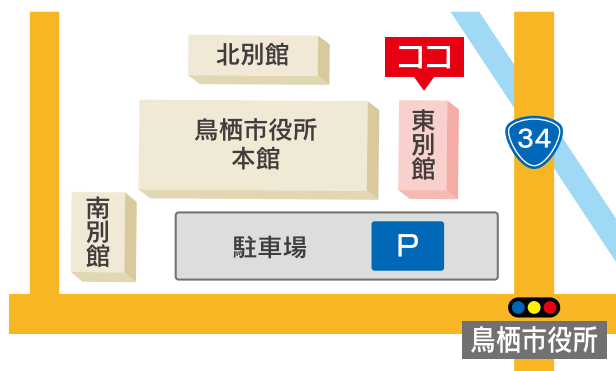
※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター 鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください



相談日時をご予約
いただけます！

予約専用電話番号

☎0942-50-8151

日本年金機構は、年金相談のお客様ニーズに
応えるため、「街角の年金相談センター
鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に
開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が年金
事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の
受給に関するご相談や手続きを無料で行い
ますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無い
ように、相談は原則予約制となっています。

場所 鳥栖市役所東別館1階

時間 平日の午前8時30分～
午後5時15分
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成26年5月分保険料の納付期限は平成26年6月30日(月)です。

ご注意
ください

※平成26年5月分の社会保険料計算に係る届書は6月6日(金)までに到着するようお願いください。
その後到着した場合は平成26年5月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。